

令和4年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

このことについて、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第25条に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 本県の養介護施設従事者等（※）による高齢者虐待の状況

○養介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた件数：11件

区 分		施設①	施設②	施設③	施設④
状況 虐待者の の	性 別	女性（1人）	女性（2人）	女性（1人）	認知症対応型共同生活介護の利用者（特定できなかった）
	年 齢 階 級	75～79歳（1人）	90～94歳（2人）	95～99歳（1人）	
	心身の状況	要介護5（1人） 認知症有り	要介護4（2人） 認知症有り	要介護3（1人） 認知症有り	
高齢者虐待の類型		身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	心理的虐待	身体的虐待 介護・世話の放棄・放任 心理的虐待
施設・事業所の 種 別 類 型		小規模多機能型 居宅介護	介護医療院	介護老人福祉 施設	認知症対応型共同生活介護
虐待を行った 従事者等の職種		介護職員	介護職員 看護職員	介護職員	特定できなかった

区 分		施設⑤	施設⑥	施設⑦	施設⑧
被 虐待者の 状況	性 別	女性（1人）	男性（2人） 女性（7人）	男性（1人）	女性（4人）
	年 齢 階 級	80～84歳（1人）	70～74歳（2人） 85～89歳（2人） 90～94歳（3人） 95～99歳（2人）	80～84歳（1人）	80～84歳（1人） 85～89歳（1人） 90～94歳（1人） 95～99歳（1人）
	心身の状況	要介護5（1人） 認知症有り	要介護1（1人） 要介護2（1人） 要介護3（2人） 要介護4（3人） 要介護5（2人） 認知症有り	要介護1（1人） 認知症有り	要介護1（2人） 要介護3（1人） 要介護4（1人） 認知症有り 3人
高齢者虐待の類型		身体的虐待 介護・世話の放棄・放任	身体的虐待 心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待
施設・事業所の 種 別 類 型		訪問介護	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型 居宅介護	養護老人ホーム
虐待を行った 従事者等の職種		介護職員	介護職員	介護職員	介護職員

区 分		施設⑨	施設⑩	施設⑪
被虐待者の状況	性 別	男性（1人） 女性（2人）	女性（1人）	男性（1人） 女性（2人）
	年 齢 階 級	80～84歳（1人） 90～94歳（2人）	95～99歳（1人）	65～69歳（2人） 70～74歳（1人）
	心身の状況	要介護3（2人） 要介護4（1人） 認知症有り 2人	要介護4（1人） 認知症有り	要介護1（1人） 要介護2（1人） 要介護3（1人）
高齢者虐待の類型		身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待
施設・事業所の種別類型		介護老人福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設	通所介護
虐待を行った従事者等の職種		介護職員	介護職員	介護職員

2 高齢者虐待に対して取った措置

- ・虐待防止法に基づく事実確認
- ・施設に対する指導及び改善計画の提出
- ・改善状況の確認

(参考)

※「養介護施設従事者等」とは

「養介護施設」（注1）又は「養介護事業」（注2）の業務に従事する者

（注1）「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域包括支援センター

（注2）「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業